

環境調和型農業の支援内容について

(環境保全型農業直接支払交付金)



平成30年
越前市 農政課



昨年度からの変更点について

- ① 国際水準GAPに取り組むことが要件

平成29年度まで
エコファーマーの認定
+
農業環境規範に基づく自己点検

- ② 複数取組への支援の廃止

国際水準GAPとは

農業において、

- ①食品安全
- ②環境保全
- ③労働安全
- ④人権保護
- ⑤農場経営管理



の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組み。

(GAP: **G**ood **A**gricultural **P**ractice)

国際水準GAPに取り組むとは

取り組んでいただく内容

- ①国際水準GAPに関する指導・研修を受ける。
 - ・地方公共団体が主催する研修、オンライン研修等※前頁の5項目を含んでいることが必要。
- ②GAPを実施する。
 - ・①の研修で学んだ内容に基づいて、GAPの取組を実施。
- ③「GAP理解度・実施内容確認書」を提出する。

GAP理解度・実施内容確認書

課題の理解

指導または研修で学んだ内容に基づいて、あなたにとって必要な取組、課題を記載してください。

1. 食品安全の確保のために必要だと考える取組（2つ以上）

（
・
・
）



取り組んだこと

（
・
・
）

2. 環境保全のために必要だと考える取組（2つ以上）

（
・
・
）



取り組んだこと

（
・
・
）

3. 労働安全のために必要だと考える取組（2つ以上）

（
・
・
）



取り組んだこと

（
・
・
）

4. 人権保護のために必要だと考える取組（2つ以上）

※ 従業員を雇用している場合、記載すること

（
・
・
）



取り組んだこと

（
・
・
）

30年度は実施を必須としません

5. 農場経営管理のために必要だと考える取組（2つ以上）

（
・
・
）



取り組んだこと

（
・
・
）

① 県特別栽培米認証1（又はJAS認定）

◆内容：化学肥料や農薬を使用しないで作物を栽培

◆要件：県特別栽培米認証制度の
認証1を受けていること（又はJAS認定）



◆交付単価：8,000円/10a



② 中干延期

- ◆内容: 中干し開始を1か月程度延期し、常時湛水状態を保つ取組み
※おたまじゃくしが生きていけるだけの水が水田全体にあることが必要

<取組例>



万遍なく湛水○



溝部分のみ湛水×



一部に偏って湛水×

- ◆要件 ・特別栽培米作付圃場
・現地確認で合格
(現地確認は7月3日~10日に実施予定)
※6月上旬実施の取組調査で**要望があった圃場のみ対象**
- ◆交付単価: 3,000円/10a

③ カバークロップ

- ◆内容: 水稻の栽培期間前に緑肥作物を作付し、作物をすべて土壌にすき込む
※れんげ、ヘアリーベッジ等のマメ科の植物が対象



- ◆要件 ・特別栽培米作付圃場
・現地確認で合格
(現地確認は4月中旬に**実施済**)
※平成29年9月上旬実施の取組調査で
要望があった圃場のみ対象
- ◆交付単価: 8,000円/10a

④ 冬期湛水

◆内容:冬期間(11月~1月)に湛水し、適切な取水措置及び漏水防止措置を講じる取組み

※秋起しを行い、畔塗又は畔シートなどで漏水防止措置を実施



畔シート



畔塗

◆要件 ・特別栽培米作付圃場

・現地確認で合格

(現地確認は11月下旬~12月上旬に実施)

※6月上旬実施の取組調査で要望があった圃場のみ対象

④ 冬期湛水

◆交付単価 (8,000円/10a)

有機質肥料の購入・投入	畦の補強	交付単価(円/10a)
○	○	8,000
○	×	7,000
×	○	5,000
×	×	4,000

※畔の補強の要件

・畔塗又は畔シートを一面でもしている場合は○

・コンクリートブロックのように補修の必要がない場合は×

※有機質肥料の購入・投入の要件

・有機質のみを原料とした肥料が対象で、秋の土づくりの段階で投入すること

・購入した場合のみ対象で、10aあたりおおむね3,000円以上の肥料を投入すること

⑤ 生き物緩衝地帯(※越前市のみ)

- ◆内容:水張面積内に溝や畔を作り、**水稻栽培期間中継続して**水中の生き物が生息できる場所を確保する取組み



- ◆要件
 - ・特別栽培米作付圃場
 - ・現地確認で合格
(現地確認は**8月中旬**に実施予定)
 - ※6月上旬実施の取組調査で**要望があった圃場のみ対象**
- ◆交付単価:200円/a(上限4,000円)
(毎年作溝作業を行わない場合は150円)

交付額の算定に関する注意事項

- ①申請した面積全てが支援の対象となるわけではありません。適切な栽培管理が行われなかったと判断された場合等は、当該面積については支援の対象となりません。
- ②本制度は**予算の範囲内で交付金を交付する仕組み**です。申請額の**全国合計が予算額を上回った場合、交付額が減額されることがあります。**

越前市単独補助(昨年との変更点について)

※別表参照(交付額一覧表)

取組	交付単価(円/10a)
特裁①	5,000円
省農薬	3,000円
特裁②、③	2,000円

南越前町環境保全型農業交付単価

対象作物	認証区分	取組内容	交付単価(円/10a)
水稲	JAS認定 もしくは特裁①	JAS認定 もしくは特裁①	8,000
	特裁②③④	カバークropp	8,000
		中干延期	3,000
		冬期湛水 (湛水のみ)	4,000
		冬期湛水 (湛水+畦塗)	5,000
		冬期湛水 (湛水+有機質肥料)	7,000
		冬期湛水 (湛水+畦塗+有機質肥料)	8,000
そば	JAS認定 もしくは特裁①	JAS認定 もしくは特裁①	3,000

今後の予定

- ◆6月上旬 特裁申請圃場に対する取組調査
(中干延期、冬期湛水等)
※取組がある場合は期限までに
必ず提出してください
- ◆7月3～10日 中干延期現地確認
- ◆8月中旬 生き物緩衝地帯現地確認
- ◆10月中旬 平成30年度カバークロープ取組調査
- ◆11月下旬～ 冬期湛水現地確認
- ◆3月下旬 交付金交付